

## 新知事誕生(マニフェスト)に統計あり

**マニフェストと統計** “宮崎県に新知事誕生!” 全国を駆け巡ったニュース報道の中で、朝日新聞 H19. 1. 28 朝刊は「マニフェスト (政権公約/編集局注) づくりを支えた団塊ジュニア 15 人は (略) マニフェストの土台となる宮崎の現状や課題をつかむため、県がインターネットで公表している報告書や統計を分析した」と報じています。“新知事誕生に統計あり”、この記事は調査現場でのやりとり「お願いします」、「統計って何の役に立ってんの!」において一つの説明事例になるような気がします。また、東京に居ながらにして宮崎の統計数値を入手し分析した事実は、統計が“時空 (じくう)”を超えて利用されていることを示しています。論理の飛躍かもしれませんが、こうした統計利用が成り立つのも“統計数値への信頼”があればこそです。そのためには何が必要か? やはり統計調査の対象となった方や事業所の皆さんに「統計調査に協力」して頂き「正確な統計を作成」していくことに尽きるのではないのでしょうか (利便性向上の努力も当然必要です)。



◆世界遺産候補暫定リスト記載◆  
春の富士山 (静岡県観光協会HP)

**賃金統計、どれが本当?** 週末のテレビ討論番組で「賃金統計は複数あって数値がそれぞれ異なっている、実態把握ができていないのでは?」という発言がありました。確かに、賃金統計には毎月勤労統計調査 (厚生労働省・県)、賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)、職種別民間給与実態調査 (人事院・県人事委員会)、賃金・労働時間等実態調査 (静岡県) だけでなく民間機関の調査統計など数多くの統計があります。右表は、静岡県数値が分かる賃金統計の一部を整理したものです。金額は各々異なっていますが、「だから統計はいい加減だ」ではなく、これを「統計の豊かさ」と考えてみませんか。統計を結果 (外見) だけで判断せずに、定義や調査対象 (中味) をしっかり確かめてから判断する姿勢は、すべてに共通するものだと思うのですが……。

| 名称 (作成者)              | 賃金額                       | 調査対象                                       | 調査時期   |
|-----------------------|---------------------------|--|--|
| 毎月勤労統計調査 (厚生労働省、静岡県)  | 274,975 円 (H17. 8 月)      | 県内 5 人以上の事業所                               | 毎月支給賃金、現金支給総額 (税引前)、5-29 人 480 所、30 人以上 600 所  |
| 賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)    | 361,000 円 (H17. 6 月)<br>※ | 企業規模 10 人以上の企業                             | 毎年 6 月分支給賃金、男女別賃金<br>※左記額は産業計の男子               |
| 職種別民間給与実態調査 (人事院、県人委) | 301,960 円 (H17. 4 月)<br>※ | 企業 100 人以上かつ事業所 50 人以上の事業所                 | 毎年 4 月分平均支給額、各産業 1118 事業所 (H17)<br>※左記額は事務係員の額 |
| 賃金・労働時間等実態調査 (静岡県)    | 300,660 円 (H17. 7 月)      | 製造業等 10-299 人、卸売業等 10-99 人、小売業等 10-49 人事業所 | 毎年 7 月分支給賃金<br>現金支給総額 (税引前)<br>3000 事業所を調査     |

## 統計予算案、統計法改正の動向

**必要額を確保、H19 年度統計予算案!** 1 月下旬、国から平成 19 年度統計予算案 (総務省・経済産業省・農林水産省・厚生労働省・文部科学省の事業予算) の説明がありました。総額 144 億 1,185 万円は、平成 18 年度 (151 億 3,606 万円) に比べ約 95% の規模となっています。特記事項としては、平成 19 年度実施の周期調査予算 (商業統計調査、就業構造基本調査、全国物価統計調査等)、平成 19 年度から実施される調査員証への顔写真貼付経費、平成 21 年経済センサスの検討経費、調査員報酬予算単価 (6,720 円・前年度同額) などです。今後、国会で審議されたあと決定されることとなります。

**改正統計法案の国会提出へ!** 国は、統計法 (昭和 22 年制定) を抜本的に改正するため、改正統計法案を第 166 通常国会 (1. 25 開会・会期 150 日・会期末 6. 23) に提出する予定です。統計の枠組みの抜本的な変更 (基幹統計と一般統計の 2 種類に整理)、規律対象の拡大 (調査統計だけでなく業務統計・加工統計も法適用)、統計についての計画制定、司令塔機能の強化などが含まれています。

※編集局; 身近な話題から「統計の有用性」を考え、かつ統計行政の動向を掲載しました。ご意見等お寄せください。